

問合先

保険環境課 医療保険係

☎ 65・1097

桂川町子ども医療証	
有効期間	
負担者番号	8 1 4 0 0 7 5 6
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
一部自己負担金	入院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
発行機関名及び印	福岡県 桂川町長 
交付年月日	
※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。	

3

子ども医療証を送付します

川町では、子どもの医療について、下表のとおり医療費を拡大して助成しています。来年度新たに対象となるお子さん(※1)には、4月から使用できる子ども医療証を、3月中旬に送付します。

なお、すでに子ども医療に該当されているお子さんで、子ども医療証(※2)をお持ちでない場合は、保険環境課医療介護保険係までご連絡ください。

(※1) 平成19年4月2日〜平成20年4月1日生まれで、現在、有効期限が平成26年3月31日までとなっている乳幼児医療証(子ども医療証を含む)をお持ちのお子さん。

(※2) 期限が平成26年3月31日以降となっている乳幼児医療証(子ども医療証を含む)は、その期限までそのまま使用できます。期限が近づきましたら、新たに12歳まで期限を延長した子ども医療証を送付します。

子ども医療(乳幼児)と子ども医療の比較表

小学校就学前の子ども医療(乳幼児)の場合		小学校就学後の子ども医療の場合	
対象年齢	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	対象年齢	6歳に達する日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで
自己負担額	自己負担なし	自己負担額	通院 600円/月(上限) 入院 500円/日(1カ月につき3,500円を限度) ※通院については、9歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに自己負担
対象要件	・医療保険に加入していること ・生活保護を受けていないこと	対象要件	・医療保険に加入していること ・生活保護を受けていないこと ・重度障害者医療の対象者でないこと ・ひとり親家庭等医療の対象者でないこと
優先順位	子ども医療 > 重度障害者医療 ひとり親家庭等医療	優先順位	子ども医療 < 重度障害者医療 ひとり親家庭等医療

※重度障害者医療およびひとり親家庭等医療対象者については、6歳に達する日以降の最初の4月1日から、子ども医療ではなく重度障害者医療およびひとり親家庭等医療に変更となりますので、別途お知らせします。

▼4月
谷口住設 ☎ 65・3253
福豊設備工業 ☎ 72・0714

▼3月
福沢水道設備店 ☎ 65・1172

水道修繕当番

	内 訳	前月比	前年比
人 口	14,065人	- 21	- 108
男 性	6,618人	- 9	- 35
女 性	7,447人	- 12	- 73
世帯数	6,218戸	- 7	14

(平成26年1月末現在)

人のごまき

○納税は便利な口座振替で!
詳しくは、税務課収納対策室(☎65・1076)までお問い合わせください。

納税のお知らせ

▼国民健康保険税 第10期分